株主の皆さまへ

第35期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報

2016年6月7日

目　次

①　連結計算書類の連結注記表　　・・・　1頁

②　計算書類の個別注記表　　・・・　20頁

上記事項の①②の内容は、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.aeonfinancial.co.jp/）に掲載することにより、株主の皆さまに提供したものとみなされる情報です。

連結注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項）
１．連結の範囲に関する事項
⑴連結される子会社及び子法人等　　35社
主要な会社名
・イオンクレジットサービス株式会社
・株式会社イオン銀行
・AEON CREDIT SERVICE（ASIA）CO.,LTD.
・AEON THANA SINSAP（THAILAND）PLC.
・AEON CREDIT SERVICE（M）BERHAD
なお、Eternal 4 Special Purpose Vehicle Co.,Ltd.は、清算結了により連結範囲から除外しております。
ACSリース株式会社は新規設立したことにより、ATS Rabbit Special Purpose Vehicle Company Limitedは支配力基準により、連結の範囲に含めております。

⑵非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
２．持分法の適用に関する事項
⑴持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
⑵持分法適用の関連法人　　１社
・FUJITSU CREDIT SERVICE SYSTEMS（TIANJIN）CO.,LTD.
なお、イオンダイレクト株式会社及びイオンマーケティング株式会社は、株式売却により持分法適用の範囲から除外しております。
ATS Rabbit Special Purpose Vehicle Company Limitedは、１．⑴により持分法適用の範囲から除外しております。
⑶持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
⑷持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

3．連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は以下の会社を除き、連結決算日と一致しております。
・AEON THANA SINSAP（THAILAND）PLC.　他29社
（注）上記に記載した会社については、連結決算日までの期間に生じた重要な取引について調整を行ったうえ連結しております。なお、一部の会社については、連結決算日から３ヶ月以内の一定日現在で仮決算を実施したうえ連結しております。
また、AEON THANA SINSAP（THAILAND）PLC.他２社は、当連結会計年度において、連結決算日を２月20日から２月末日に変更しております。
当該変更に伴い、当連結会計年度は、2015年２月21日から2016年２月29日までの12カ月と９日間となっております。
4．開示対象特別目的会社に関する事項
該当ありません。
5．のれんの償却に関する事項
のれんは、20年以内の定額法により償却を行っております。金額が僅少な場合は、発生時に一括償却しております。

会計方針に関する事項

1．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

3．固定資産の減価償却の方法

⑴有形固定資産(リース資産を除く)

経済的耐用年数に基づく定額法によっております。

主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物	2～18年
工具、器具及び備品	2～15年
その他	2～20年

⑵無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

⑶リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4．繰延資産の処理方法

⑴株式交付費

株式交付費は3年間で定額法により償却しております。

⑵社債発行費

社債発行費は社債の償還までの期間にわたり利息法により償却しております。

5．貸倒引当金の計上基準

予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号 平成24年７月４日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部門等が査定結果を監査しております。

なお、一部の連結される子会社は、貸倒れによる損失に備え、一般債権及び貸倒懸念債権毎にそれぞれ過去の貸倒実績等を勘案して定めた一定の基準により算出した必要額を計上しております。

6．賞与引当金の計上基準

従業員に対する賞与に備え、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する負担額を計上しております。

7．ポイント引当金の計上基準

一部の連結される国内子会社が実施するポイント制度において、顧客に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備え、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。

8．利息返還損失引当金の計上基準

一部の連結される国内子会社は、将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

9．退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付債務見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　　：連結される国内子会社は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：連結される国内子会社は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

10. 収益の計上基準

⑴包括信用購入あっせん

①加盟店手数料

一部の連結される国内子会社は、加盟店への立替払実行時に一括して計上しております。海外子会社は主として残債方式による発生主義に基づき計上しております。

②顧客手数料

一部の連結される国内子会社及び海外子会社は、残債方式による期日到来基準に基づき計上しております。

⑵貸出金利息

①銀行事業における貸出金利息

発生主義に基づき計上しております。

②クレジット事業における貸出金利息

一部の連結される国内子会社及び海外子会社は、残債方式による発生主義に基づき計上しております。

11. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、連結される海外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

12. リース取引の処理方法

一部の連結される国内子会社は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上しております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

⑴ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理によっております。

⑵ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ対象は借入金の金利変動リスク及び為替変動リスクであり、これに対応するヘッジ手段は金利スワップ・オプション取引及び通貨スワップ・為替予約取引であります。

⑶ヘッジ方針

各社が定める規程に基づき、財務活動に係る金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジする目的に限定してデリバティブ取引を行っております。

⑷ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして有効性を評価しております。

14. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払消費税等として「その他資産」に計上し、法人税法の規定に定める期間で償却しております。

会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）、連結会計基準第44-5項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1．貸出金のうち、破綻先債権額は1,566百万円、延滞債権額は27,421百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額はありません。
なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は23,249百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は52,237百万円であります。なお、上記１．から４．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年２月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、308百万円であります。

6．担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	555百万円
有価証券	5,160百万円
貸出金	14,662百万円
割賦売掛金	11,686百万円

担保資産に対応する債務

借用金	24,946百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券37,443百万円を差し入れております。
また、その他資産には、保証金4,773百万円が含まれております。

7．貸出コミットメント契約

①当社グループは、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務等を行っております。
当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメント総額	7,983,549百万円
貸出実行額	481,416百万円
差引：貸出未実行残高	7,502,133百万円

なお、上記には、流動化の対象とした債権に係る金額を含んでおります。
また、上記貸出コミットメント契約においては、借入人の資金使途、信用状態等に関する審査が貸出の条件となっているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

②当社グループは銀行業務を行っており、当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約を締結しております。当該契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,436百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が6,973百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8．有形固定資産の減価償却累計額　38,199百万円

9．社債には、劣後特約付社債40,000百万円が含まれております。

（連結損益計算書関係）

1．「役務取引等収益」には、包括信用購入あっせん収益102,700百万円を含んでおります。

2．「その他の経常費用」には、利息返還損失引当金繰入額3,343百万円、貸出金償却2,937百万円を含んでおります。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）	摘要
発行済株式					
普通株式	208,499,435	28,366	－	208,527,801	（注）1
合計	208,499,435	28,366	－	208,527,801	
自己株式					
普通株式	9,808,408	236	1,500	9,807,144	（注）2
合計	9,808,408	236	1,500	9,807,144	

（注）1 普通株式の発行済株式の増加28,366株は、転換社債型新株予約権付社債が転換されたことによるものであります。

（注）2 普通株式の自己株式の増加236株は、単元未満株式の買取であります。また、自己株式の減少1,500株は、ストック・オプション行使によるものであります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	－					110	
合計		－					110	

3．配当に関する事項

⑴　当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2015年5月15日取締役会	普通株式	6,954	35.00	2015年3月31日	2015年6月5日
2015年11月13日取締役会	普通株式	5,563	28.00	2015年9月30日	2015年12月9日

⑵　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2016年5月13日取締役会	普通株式	7,551	利益剰余金	38.00	2016年3月31日	2016年6月8日

4．当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　56,100株

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当社グループは、クレジットカード、住宅ローン、個品割賦等の各種金融サービス事業を行っております。また、銀行業を営む国内連結子会社では、有価証券等の運用業務も行っております。当該事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを勘案して、顧客からの預金、金融機関からの借入、社債やコマーシャルペーパーの発行、債権流動化等によって資金調達を行っております。また、一時的な資金の過不足に対応するため短期市場での資金運用及び資金調達を行っております。

なお、一部の子会社は海外子会社であり外貨建ベースで事業を行っております。

このように、主として金利変動、為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、当社グループでは金利変動によるリスクを管理するために資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）を実施しております。また、金利変動リスク及び為替変動リスクのヘッジを目的としてデリバティブ取引を行っております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として個人に対する住宅ローン、クレジットカード等の貸出金及び割賦売掛金、事業者に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び金利変動リスクに晒されております。また、外国証券及び債券・株式等の有価証券、買入金銭債権については、主として市場リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

預金、借用金、社債等の金融負債は、金融情勢の変動や一定の環境下で当社グループが市場を利用できなくなる場合や財務内容の悪化などにより、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクをはじめ、金利変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。金利変動リスク及び為替変動リスクの一部は金利スワップ取引、通貨スワップ等のデリバティブ取引でヘッジしておりますが、こうしたデリバティブ取引は、取引先の契約不履行による信用リスクを有しております。

⑶　金融商品に係るリスク管理体制

当社は、当社グループのリスク管理を経営の最重要課題のひとつと位置づけ、取締役会がリスク管理に係る最高決定機関として、定期的にリスク管理状況の報告を受け、基本的事項の決定を行う体制としております。さらに、当社は取締役会の決定した基本方針の下で全社的なリスク管理を行うため、リスク管理委員会を設置するとともに、リスク管理の統括部署としてリスクマネジメント室を設置しております。また、当社は、グループリスク管理における基本的事項を「リスク管理規程」に定め、グループとしてのリスク管理体制を整備しております。

これらのリスク管理体制は、その有効性、適切性を検証するために、被監査部門から独立した監査部による内部監査を受ける体制としております。

①信用リスクの管理

当社は、当社グループの信用リスクに関する管理諸規程に従い、適切な与信審査・管理を行うことにより信用リスク管理を行っております。これらの与信管理は、審査部門が新規与信実行時及び実行後に継続的に信用状況を把握すると共に、債権管理部門において分析・研究を行い審査部門と連携することにより実施しております。また、リスク量としてバリュー・アット・リスク（過去のデータ等に基づき、今後の一定期間において、特定の確率で、保有する金融商品に生じる損失額の推計値。以下「ＶａＲ」という。）を計測し、定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告しております。

なお、デリバティブ取引における取引先の契約不履行リスクについては、信用度の高い金融機関に対して、分散して取引を行っていることから、リスクは限定的と認識しております。

②市場リスクの管理

当社は、当社グループの市場リスクに関する管理諸規程に従い、市場リスクについて、リスクの所在、規模等把握し、適切な管理を行うとともに、管理状況等を定期的にリスク管理委員会に報告しております。市場リスク管理に係る体制としては、収益部門から独立したリスク管理の組織・体制を整備することにより、業務上の相互牽制を確保しています。また、原則保有する全ての金融商品について市場リスクに関する定量的分析を行っており、主にＶａＲを用いて市場リスク量を管理しております。具体的には、ＶａＲが取締役会等で決議したリスク限度額（資本配賦額）を超過しないよう市場リスクをコントロールしております。

(ｲ)金利リスクの管理

当社は、当社グループの多様な金融サービスに対するお客さまのニーズに適切に対応するとともに、当社グループ全体の収益力向上に資するべく、全社的な金利リスク管理の指標としてＶａＲを計測して管理しております。このほかストレステストも併せて実施しており、定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告しております。

(ﾛ)有価証券価格変動リスクの管理

有価証券及び買入金銭債権の保有については、「経営が判断する経営体力と比較対照しながら総体的なリスクを自己管理することにより、経営の健全性を維持するとともに、より確実かつ継続的な業績の達成に貢献することを目的とする統合的リスク管理を推進する。」というリスク管理の基本方針に則り、リスク管理を行っております。有価証券価格変動リスクの計測は、ＶａＲによって行っており、リスク限度額に対するＶａＲ及びストレステストの結果を定期的にモニタリングし、健全性の確保及び収益の獲得の両立に努めております。また、銀行業を営む国内連結子会社は、有価証券の発行体等の信用力の変化も価格変動に影響を与えることから、発行体等の業績モニタリングを行っております。

(ハ)為替変動リスクの管理

当社グループの市場リスクのうち、外貨建資産の為替変動リスクについては、外貨資金の調達や通貨スワップ取引及び金利スワップ取引等により、それぞれ当該影響額の一部を回避しております。

(ニ)デリバティブ取引

当社グループは、資金調達に係る金利変動リスク及び為替変動リスクをデリバティブ取引によりヘッジしております。デリバティブ契約締結時には、取引枠・期間・取引のタイミング等の内容につき内規に基づいて執行し、取引を行う部門と管理する部門を分離しております。

(ホ)市場リスクの定量的情報等について

主要な国内連結子会社の金融商品にかかる金利リスクについては、分散共分散法（保有期間240日、観測期間１年、信頼区間99%値）によりＶａＲを計測しており、2016年３月31日現在（当期の連結決算日）で、その金額は4,336百万円であります。なお、一部の国内連結子会社及び海外連結子会社の保有する金融商品については、ＶａＲの計測対象に含めておりませんが、金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、指標となる金利が10ベーシスポイント（0.1%）上昇したものと想定した場合の影響額は限定的なものと把握しております。金利リスク以外の有価証券価格変動リスクについては、モンテカルロシミュレーション（保有期間３ヶ月、観測期間５年、信頼区間99%値）によりＶａＲを計測しており、2016年３月31日現在（当期の連結決算日）で、その金額は37,210百万円であります。

なお、当該影響額は、過去の相場等の変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③流動性リスクの管理

当社は、当社グループの継続的なキャッシュ・フローのモニタリングを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、複数の金融機関からのコミットメントラインの取得、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整等により、流動性リスクを管理しております。

また、銀行業を営む国内連結子会社は、流動性リスク管理として、支払準備資産保有比率及び資金ギャップ枠を設定し、リスク管理部が日々モニタリングを行い、その結果を定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告しています。また、運営にあたっては資金効率を考慮しつつも流動性確保にウェイトを置いた管理を行っています。

⑷　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2．金融商品の時価等に関する事項

2016年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（(注) 2．参照）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
⑴現金預け金	444,868	444,868	－
⑵買入金銭債権	5,051	5,051	－
⑶有価証券	200,871	200,871	－
⑷貸出金	1,673,997		
貸倒引当金（＊１）	△27,572		
	1,646,425	1,764,975	118,549
⑸割賦売掛金	1,022,387		
貸倒引当金（＊１）	△21,813		
	1,000,574	1,013,502	12,927
資産計	3,297,791	3,429,269	131,477
⑹預金	2,152,928	2,153,902	974
⑺買掛金	173,568	173,568	－
⑻コマーシャル・ペーパー	68,000	68,000	－
⑼借用金	535,989	538,542	2,553
⑽社債	122,074	122,949	874
⑾転換社債型新株予約権付社債	50	96	46
負債計	3,052,610	3,057,059	4,448
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(15)	(15)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	14,056	14,056	－
デリバティブ取引計	14,040	14,040	－

（＊１）貸出金、割賦売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（＊２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法

資　産

⑴現金預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑵買入金銭債権

買入金銭債権は、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値により算定された価額によっております。

⑶有価証券

株式は取引所の価格、債券は、業界団体の公表する価格、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値により算定された価額によっております。

⑷貸出金

①銀行事業に係る貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

②クレジット事業に係る貸出金

貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを算定し、リスクフリーレートに債権の回収コスト（経費率）を加味した利率で割り引いて算定しております。

⑸割賦売掛金

割賦売掛金の種類及び期間に基づく区分ごとに信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを算定し、リスクフリーレートに債権の回収コスト（経費率）を加味した利率で割り引いて算定しております。

負　債

⑹預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

⑺買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑻コマーシャル・ペーパー

約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

⑼借用金

時価は、固定金利によるものは一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリーレートに当社グループの信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映し当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似しているとして帳簿価額、その他取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

⑽社債、⑾転換社債型新株予約権付社債

時価は、市場価格に基づき算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨スワップ等）、クレジット・デリバティブ取引であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報「資産⑶有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	1,270
信託受益権	8,989
合計	10,260

これらについては、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（税効果会計関係）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が2016年３月29日に成立し、2016年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3％から、2016年４月１日に開始する連結会計年度及び2017年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9％に、2018年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.6％となります。この税率変更により、繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）は511百万円減少し、退職給付に係る調整累計額は17百万円減少し、その他有価証券評価差額金は136百万円増加し、法人税等調整額は629百万円増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が2016年４月１日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額が控除限度額とされ、2017年４月１日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産は50百万円減少し、法人税等調整額は50百万円増加しております。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額	1,465円31銭
１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	180円09銭
潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	180円00銭

（その他の注記）

該当ありません。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

②その他有価証券

（時価のあるもの）

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

（時価のないもの）

移動平均法による原価法によっております。

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

経済的耐用年数に基づく定額法によっております。

主な耐用年数は下記のとおりであります。

建　　物　３年～15年

工具、器具及び備品　４年～15年

無形固定資産

自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

①投資損失引当金

関係会社等に対する投資等に伴う損失に備え、当該会社の実情を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。

②役員業績報酬引当金

役員に対して支給する業績報酬の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

４．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

②株式交付費

株式交付費は３年間で定額法により償却しております。

③社債発行費

社債発行費は社債の償還までの期間にわたり利息法により償却しております。

④外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（貸借対照表等に関する注記）

1．関係会社に対する金銭債権債務額

⑴ 短期金銭債権額	3,971百万円
⑵ 短期金銭債務額	2,166百万円

2．取締役に対する金銭債権債務額

長期金銭債務額	12百万円

3．有形固定資産の減価償却累計額　54百万円

4．偶発債務

⑴ 保証債務

保証対象	対象残高
子会社イオンクレジットサービス株式会社の買掛金	689百万円
子会社AEON SPECIALIZED BANK（CAMBODIA）PUBLIC LIMITED COMPANYの借入金	10,000千米ドル（1,126百万円）

⑵ 重畳的債務引受による連帯債務

子会社 株式会社イオン銀行の借入金	70,000百万円
子会社 イオンクレジットサービス株式会社のリース債務	1,631百万円

⑶ 経営指導念書等

主要な関係会社の資金調達に関連して、親会社として各社の健全な財政状態の維持責任を負うこと等を約した経営指導念書等を金融機関に差し入れております。

なお、上記経営指導念書等のうち、「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」（平成11年2月22日　日本公認会計士協会監査委員会報告第61号）に基づく保証類似行為に該当するものはありません。

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引高による取引高	
営業収益	22,740百万円
営業費用	2,972百万円
営業取引以外の取引による取引高	37百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首の株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末の株式数（株）
普通株式（注）	9,808,408	236	1,500	9,807,144
合計	9,808,408	236	1,500	9,807,144

（注）普通株式の自己株式の増加236株は、単元未満株式の買取であります。また、自己株式の減少1,500株は、ストック・オプション行使によるものであります。

（税効果会計に関する注記）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

(1) 流動の部

繰延税金資産	
新株予約権	33百万円
繰越欠損金	151百万円
その他	0百万円
繰延税金資産小計	186百万円
繰延税金負債との相殺	△35百万円
繰延税金資産の純額	151百万円
繰延税金負債	
未収還付事業税	35百万円
繰延税金負債合計	35百万円
繰延税金資産との相殺	△35百万円
繰延税金負債の純額	－百万円

(2) 固定の部

繰延税金資産	
関係会社株式	12,390百万円
その他	406百万円
繰延税金資産小計	12,797百万円
評価性引当額	△405百万円
繰延税金資産合計	12,391百万円
繰延税金負債との相殺	△1,129百万円
繰延税金資産の純額	11,262百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,089百万円
その他	39百万円
繰延税金負債合計	1,129百万円
繰延税金資産との相殺	△1,129百万円
繰延税金負債の純額	－百万円

2．「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が2016年３月29日に成立し、2016年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から、2016年４月１日に開始する事業年度及び2017年４月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、2018年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）は640百万円減少し、その他有価証券評価差額金は61百万円増加し、法人税等調整額は701百万円増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が2016年４月１日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額が控除限度額とされ、2017年４月１日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産は11百万円減少し、法人税等調整額は11百万円増加しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

1．関連当事者との取引

⑴　親会社及び法人主要株主等

属　性	会社等の名称	住　所	資本金（百万円）	事業の内　容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
親会社	イオン株式会社	千葉市美浜区	220,007	純粋持株会社	被所有 直接43.2% 間接 3.7% (注)2	役員の兼任	ロイヤルティの支払(注)3	1,661	未払金	146

⑵　子会社及び関連会社

属　性	会社等の名称	住　所	資本金（百万円）	事業の内　容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
子会社	イオンクレジットサービス株式会社	東京都千代田区	500	金融サービス業	所有 直接100.0%	経営管理等の受託 役員の兼任 従業員の出向	ロイヤルティの受取(注)3	7,781	未収入金	700
							経営管理料の受取(注)5	865	未収入金	77
							資金の借入(注)6	3,763	短期借入金	－
							利息の支払(注)6	23	未払費用	－
							借入コミットメントライン契約の額(注)7	20,000	未払金	－
							コミットメントフィーの受取(注)7	14		
							重畳的債務引受による連帯債務(注)8	1,631	－	－

属　性	会社等の名称	住　所	資本金(百万円)	事業の内　容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社イオン銀行	東京都江東区	51,250	銀行業	所有直接100.0%	経営管理等の受託 役員の兼任 従業員の出向	ロイヤルティの受取(注)3	961	未収入金	86
							経営管理料の受取(注)5	618	未収入金	55
							重畳的債務引受による連帯債務(注)8	70,000	―	―

⑶　兄弟会社等

属　性	会社等の名称	住　所	資本金(百万円)	事業の内　容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	イオンリテール株式会社	千葉市美浜区	48,970	ゼネラル・マーチャン・ダイズ・ストア	なし	役員の兼任	販促協力金の支払(注)4	3,458	未払金	315

（注）１．取引金額には消費税等は含まれておりません。
２．「議決権等の被所有割合」の間接保有の割合は親会社の子会社によるもので、その内容は次のとおりであります。
マックスバリュ西日本株式会社(1.3%)、ミニストップ株式会社(1.2%)、株式会社コックス(0.7%)、株式会社ジーフット(0.3%)、株式会社ツヴァイ(0.2%)
３．ロイヤルティについては、協議のうえ合理的に決定しております。
４．販促協力金については、協議のうえ合理的に決定しております。
５．経営管理指導に関する手数料であり、合理的に算出して決定しております。
６．取引条件は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額は平均残高を記載しております。
７．コミットメントラインは市場料率を勘案して合理的に決定しております。なお、取引金額は元本極度額を記載しております。
８．会社分割により、重畳的債務引受を行っております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記
親会社情報
イオン株式会社（東京証券取引所に上場）

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	970円52銭
１株当たり当期純利益金額	48円24銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	48円21銭

（その他の注記）

該当ありません。